

ホームスクールと学校制度
——ホームスクールが問いかけるもの——

秦 明夫

ホームスクールと学校制度

——ホームスクールが問いかけるもの——

秦 明夫

はじめに

ホームスクール (Home Schooling) とは、親が子どもを学校へ通わず家庭で自ら教育することを意味する。^(註1) 家庭での教育であるから、ホームエデュケーションとも言われる。ホームスクールをアピールする際「学校へ行かない選択」という表現がよく使われるが、この言葉の持つ二つの意味—①学校ではなく家で学ぶこと②その路を親が選択すること—がホームスクールの本質を示していると考えられているからであろう。^(註2)

アメリカでは今日全ての州でホームスクールは正規の就学形態として公認されていて、ホームスクールで学ぶ子どもの数は150万人をこえるといわれている。ドイツを除くヨーロッパ諸国やイギリスでも同様である。

学校に行かない選択であるからホームスクールと学校とは「対立」関係にあるように見える。事実、アメリカにおけるホームスクールの歴史は学校(公教育)との対立拮抗から始まった。ところが、ホームスクールが広く普及していく過程で、学校との関係は変化し複雑なものとなってきている。学校とホームスクールとは今日では「対立関係」の時代から「協力関係」の時代に入り、ホームスクールの側は「統合分化」の時代へに入ったと言われている。^(註3)

そのアメリカでも学校に行かないで家で学ぶことが公認されるまでには半世紀に近い歳月を要したのである。この間、アメリカの学校の在り方が大きく変化してきた。つまり、ホームスクールという学校とは異質な存在が発生し、それと否応無しに共存することになったとき、学校というシステムは変化(ある意味では進化)してきたのである。

本稿はホームスクールの時代における学校制度の在り方の変化をアメリカの場合について考察し、我が国におけるホームスクールの可能性を探るための材料を提供することを目的とする。従来のホームスクールの研究は

当然のことながら、ホームスクールを実践している家庭や子どもに着目してなされる場合が多かった。本稿ではホームスクールの登場によって学校制度がどのような影響を受け、どう変化してきたか、またホームスクールの態様も学校の変化を受けてどのような方向に進もうとしているのかということに注目したい。

いうまでもなく学校は近代社会が生み出した極めて効率的な制度の一つである。学校を制度化することで教育は公のものとなりいわゆる公教育が実現してきたことは多くの国の近代化—産業化の歴史が示す通りである。現代にいたって、様々な技術特に情報技術の発達によって公教育の概念が変化してきたとの主張がある。技術の力によって教育の私事化—教育の国家離れの傾向が進むというのである。中世においては教育は教会の支配下にあり、近代においては国家の支配下にあった。しかし情報時代になれば教育は私事化され個人化され政治的な諸問題から解放されるという。^(註4)教育の私事化の意味するところは親の教育権の問題であり、もっと広くとらえれば自己決定権の問題であり、今日の大きな課題の一つである。子どもの教育について責任を持つ親の権利については、我が国では今まで不思議なくらいに論議されてこなかった。戦後の我が国の教育を規定してきた文部省対日教組という枠組みのなかでは、国家の教育権と教師の教育権は語られても親の教育権を問うことは少なかった。^(註5)

教育の私事化や親の教育権については、義務教育における「義務」の意味と共に今日の観点から改めて検討すべき問題と考える。同時に「学校」についても制度と機能の両面から再吟味する必用がある。

ここで指摘しておきたいのは、教育の私事化の傾向が直ちに学校の存在・役割を否定する方向にあるとは言えないということである。現在の我が国の学校制度の持つ画一的な固いシステムを変える方向に働くであろうことは予測できるが、学校そのものを否定するものではないのではないのか。アメリカのチャータースクールやフリースクールあるいは通常の学校における独立学習プログラム (Independent study program) などの開発に見られるホームスクールへの対応の努力のなかに、学校の変化の動態を見ることができるといえる。

1 学校の役割—社会性

ホームスクールという言葉は初めて聞いたときの、人々の代表的な反応の一つは「でも学校は必要ですよ。学校は何も勉強するだけではなく友達と遊びながら社会性を身につけていくところではないのですか。」ということではないだろうか。これは我が国だけの反応ではない。イギリスの学校生活を描き、我が国に比して自由な学校の在り方が当時話題を集めた『イギリスの学校生活』(新潮社 1971・11)にも、イギリス自由主義を代表する哲学者のジョン・スチュアート・ミルの例を取り上げて同様の意見を述べている。ミルは周知のように幼児のときから父親のジェームス・ミルの天才教育を受けて育った。学校に行かず家で学んだのだから、ミルはホームスクールで育ったということができる。これについて、著者のピーター・ミルワードは「J. S. ミルは父親の個人授業で教育を受けた、王子様は家庭教師につて勉強する、こういう教育の仕方にはどこか非人間的なところがあるような気がしてならない。」「教育は単にものを習うことばかりにあるのではなく、ものを習うに当たっての人間関係というものも重要な要素であるのだし、先生と生徒との人間関係ばかりではなく、生徒同士の関係も当然含まれているのである。」「一緒に学ぶことを通じて人間的に触れあうことによってこそ、生涯にわたって続く学校時代の友情—一番貴重な宝—が生まれる」と述べている。この学校観は良き時代の学校の理念を表す代表的なものの一つであろう。ホームスクールはこのような学校の理念を否定するものではない。正確に言えばホームスクールはこのような学校の理念の否定の上に成立したのではなく、学校が現実のなかでその理念を実現することが困難となってきたとき、その現実の状況の中で発生してきたのである。ホームスクールと学校と対比させるとき、学校教育の理念をもってホームスクールを批判することはこの意味で方法的に間違っている。ホームスクールは学校の理念ではなく、その現実との対決のなかで生じてきたのである。

学校の制度と理念は共に近代が生み出した歴史的な産物である。学校は歴史的にみれば、同年齢の子ども達が平等の立場で人間関係を形成する場として登場した初めて制度である。中世の身分制の意識が根強く残っていた時代にあっては、自由で平等な関係を実現していたのは学校のなかだけ

であった。^(註6)しかし、ポストモダンと言われる時代のなかでは社会と共に学校もまた変化していかざるを得ない。

社会の変化の現実の過程のなかで生じる様々な教育システムの変化の動きに着目することが科学としての教育学の任務の一つであろう。ホームスクールはそのような現実の動きの一つであり、社会における教育システムの将来を見通す貴重な要素であると考ええる。

「イギリスの学校生活」の描く学校は単に学科を勉強するだけでなく社会性を身につける貴重な体験の場だとされている。これは、著者の意図は別にして、ホームスクールでは社会性が身につかないという代表的なホームスクール批判の典型をなすものとも言える。

本稿はこの問題—ホームスクールの子どもの社会性—を主題とするものではないので簡単に触れるに止めるが、この見方には二つの間違っただけがある前提があると考ええる。一つは、情報化社会、生涯学習の時代といわれる今日、子ども達が人間関係を経験する場はボランティア活動をはじめ多種多様なものがあることを無視している点である。子ども達の生活の場は学校に限定されなくなったという事実を直視すべきである。二つ目は、ホームスクールの子どもは家のなかに閉じこもり勝ちだと誤解していることである。ホームスクールの子どもは学校に行かない。学校と家以外に子どもの居場所はないと決めつけて、学校に行かないのなら家に閉じこもっていると考ええるのだろうか。しかし、アメリカのホームスクールの子ども達の生活をみると図書館や博物館その他の文化施設を大いに利用しているし、館員とも友好的な関係(つまり仲良しになって)にあり、多くの場合ボランティアとして館の活動に参加している。なかには、学校でのボランティア活動(多くのホームスクーラーが交替で週に一度ずつ学校に行き一年生に本を読んでやるなど)に参加している例も多い。^(註7)

今日の社会では子ども達は、多様な場で年齢の違う人たちと付き合う機会に恵まれている。そのなかで積極的に社会性を身につけていくことが学校にいるよりも困難であるとは言えない。学校だけが社会性を養う場であると主張することは今の時代には偏見でしかない。

2 アメリカにおけるホームスクールの歴史

—学校との対立の時代から協力の時代まで—

(1) 学校—就学義務—の普及

建国当初のアメリカでは当然のことながら学校らしい学校は少なかったわけだから、子どもの教育は親が行う以外にはなくホームスクールが普通の教育方法であった。1852年のマサチューセッツ州の就学義務法 (State compulsory school law) の制定以後学校教育が広まり、19世紀の終わりには就学義務の学校は全国に行き渡った。このときには公立学校を維持運営する費用に充てる学校税への反対運動もあったが、逆に公立学校のプロテスタント色に反発するアイルランド系移民が設置したカトリック系の教会学校の増大などの動きもあり、学校の普及は進んだ。そして、20世紀の半ばには学校は教育を受けるための必要条件であるという意識はアメリカ社会に確固として根づいていた。しかし、常に少数の人々が就学義務を avoid していた。最寄りの学校までが通学不可能なほど離れている地域の人々、旅から旅への生活が常態であるような人々、地域の教育法の規定が何であれ自分の子どもの教育は自ら行うことを選んだ風変わりな人々などである。彼らは何らかの方法で子ども達に学校に行かなかったことの補いをつけ世間のなかの生きていく力を身につけさせていた。

1980年代、何百という小規模の Christian school が税制の改革によって閉鎖に追い込まれたことによって、ホームスクールの運動は別の方向に拡張した。それまで公立学校を拒否して教会学校 (Church school) を志向してきた親たちにとって、ホームスクールが唯一の望ましい選択肢となったからである。教会学校を市場としてきた教材会社も、今まで無視してきたホームスクールの市場価値に初めて気がついた。こうしてホームスクールの家族に対するイメージ、《進化論と性教育という悪魔から子どもを守るため彼らを社会から引き離す》というイメージが形成された。^(註8)

(2) 訴訟の果たした役割

アメリカでホームスクールが認められる上で訴訟の果たした役割が大きいことはよく知られている通りである。アメリカの連邦憲法には教育に関する直接の規定はなく、教育行政は各州の責任である。親の子どもに対す

る教育権は今日のところ自由権の一種として修正憲法1条の保障のもとにあると考えられている。したがって、これを制約する州の就学義務法制は修正憲法14条に定める法の適性手続に適合したものでなければならない。ホームスクールは親の教育権と州の課する就学義務との争いのなかから生まれてきた。州が就学義務の正当性—親の教育権を制約するに足る正当性を証明していないと裁判所が判断したとき親の教育権が回復される。ホームスクール判決のこのような構造は、20世紀の初期から始まったいくつかの訴訟の歴史のなかで形成されてきたものである。

(3) 主な訴訟一何が争われたか

訴訟の最初の段階は私立学校の教育の自由を巡るものであった。Nebraska州では8学年以前の子どもに外国語教育を行うことは禁止されていたが、ある私立学校の教師がこれに反しドイツ語教育を行なったとして有罪となった事件(Meyer v. Nebraska)が1923年に生じた。連邦最高裁は教師の教育権、生徒の学習権、また一定の制限のなかでの親の権利(自分の子どもに何が教えられるべきかを決定する)に言及してこの教師の有罪を破棄した。この判決は「学校への就学を強制することや全ての学校に対し合理的な規制を行うことについての州の権限」を形式的には認めた上で、Nebraska州の法規は修正憲法14条の法の適性手続に照らしたとき合理制を欠く恣意的な制限であると判断している。

Oregon州では私立学校を認めず全ての子どもは公立学校への就学を義務づけていた州の法規を無効とする判決(Pierce v. Society of Sisters)が1925年になされている。この判決は「この国の政府の基盤となる自由の理論は、州のいかなる一般的権限も子ども達に公立学校の教師からのみ教育を受けることを定めることを許容するものではない。子ども達は単なる州の創造物ではない。彼らを養育しその将来に責任を有する人は、高度な義務と共に子ども達の将来の教育を見通して準備する権利を有する。」とホームスクールを予見するような判断を述べている。

1927年のFarrington v. Tokushigeの事件で、裁判所はハワイ州が厳しい私立学校規制によって多民族からなる市民に統合とアメリカ化を強制していることを否認した。このような規制は公立学校と私立学校と相違を実質的には無いものとし「私立学校の経営者と後援者の双方の有する教師、カリキュラム及び教科書を適切に選択・管理する自由を否定し、さらには

法の適性手続条項のもとでの親の権利を侵害するものである」と判決は述べている。上に挙げた三つの判決はどれもホームスクールを直接取り上げたものではない。私立学校の教育の自由を拡大したものであるが、子どもを私立学校で教育しようとする親の権利の問題が常にその背景に意識されている。アメリカにおいては今日でも「学校」といえば公立学校を意味する。私立学校の意味は、公立学校が共に公教育としてとらえられ両者の間にそれほど大きな差はないと考えられている我が国とはかなり異なるものがある。現在アメリカの幾つかの州ではホームスクールを認める場合、私立学校として扱うということを選択肢の一つに掲げている。これは我が国の私立学校という観念からは理解しにくいものであるが、学校とは公立学校のことだと(乱暴に)割り切ってみれば理解できるのではないか。

1972年に連邦最高裁は *Wisconsin v. Yoder* の事件において親の権利を更に支持する判決をだしている。この判決で最高裁は、宗教上の理由で子どもを8学年以降は学校に行かせず家庭で教育したアーミッシュの親に対する有罪判決を取り消した。裁判所は修正憲法14条の法の適正手続条項と同1条の振興の自由条項の両条項に基づいて親の教育の選択の自由を初めて認めたのである。^(註9)

これらの判例はホームスクールの家族にとってどのような意味を持つものであろうか。アメリカでは「基本権」に関わる政府の規制は全て『厳格な審査』として知られるテストの対象となり、関係する個人の権利は政府の利益と比較衡量されるという原則が根底にある。これは最高裁判所の幾つかの判決の積み重ねのなかで形成されてきた原則であり、政府は基本権に影響する行為については、全てそれが優先的利益(compelling interest)を有するものであること、その行為はその利益を推進するのに必要であること、更に、そうすることは最小限の規制行為(least restrictive means)であることを示さなくてはならない。Pierce事件の判決は、私学教育の自由と親の教育権を法の適正手続条項が適用される基本権の一つとして認めている。これらの判決がホームスクールの親を勇気づけたことは間違いない。

1972年のYoder判決はホームスクールを行っている親が州レベルで起こした嵐のような訴訟の引き金となった。しかし、実際にはYoder事件の判例が宗教上の信念を長期間にわたって保持していない親にまで拡大して適用されることはなかった。つまり、私的教育一般は基本権として法の適

正手続によって守られているが、ホームスクールという特定の在り方は守られているわけではない。連邦最高裁は今日までのところホームスクールを基本権として認めるかどうかに関わるような問題に直面していない。

この意味で、ホームスクールを行うことは全ての州で合法化されているけれども、未だ基本権として判例上認められているわけではない。したがって、ホームスクールは訴訟のなかではより制限的でない合理的な制約の有無を問うテストの対象としての地位に止まっている。

訴訟の嵐の経過のなかで親達の論点は出席義務を課している州の法規に集中した。修正憲法1条と14条を根拠にこの法規を批判したのである。多くの訴訟が起こされたが大部分の州の裁判所はこの種の議論を認めなかった。注目すべき例外はMassachusetts州のPerchemlides v. Frizzleの裁判であった。1978年この判決でMassachusetts州の最高裁判所は親にあらゆる教育上の方法を選択する自由があると認めた上で、自宅で行われる教育は公立学校と「同等のもの」である必要はないとの判断を示した。その上、この判決は親の代替的な教育方法を選ぶ権利は修正憲法9条プライバシーの権利として守られるべきであると述べている。

ホームスクールと学校の対立拮抗の時代の後半(1980年前後)に入ると訴訟件数は州によって違いはあるものの全体としては減少してくる。州裁判所の判例の近年の分析によれば「最近の全般的傾向はホームスクールに有利になってきていて、ホームスクールを特定の状況や基準のもとで、義務的で制度化された教育の代替物として明らかに認めてきている。」^(註10)つまり、訴訟は一方の当事者である教育委員会にとって不利に進行し負けることが多くなったのである。そのような裁判の傾向に加えて、もっと実際の要素も訴訟の減少に作用している。それは教育委員会にとって裁判は、時間と費用(弁護士の費用が最も大きい)とエネルギーがかかり、要するに高くつくということである。1983年に出版されたホームスクールを実践している家族の記録をみると、ホームスクールに否定的であった地域の教育委員会が訴訟で争うことを避けるためその家族がホームスクールを行う認めた経緯が生き生きと紹介されている。^(註11)

1980年代にはホームスクールの組織化が進んだ時代である。地域的なあるいは全国的なホームスクールの団体が結成され、それまでこの運動をリードしてきたホルト協会などともにホームスクールの家族の支援に乗り出した。そのなかでも、ホームスクールを巡る法律の問題について注目さ

れるのは1983年に設けられた「ホームスクール法的擁護協会」(Home School Legal Defense Association: HSLDA)の存在である。この協会はホームスクールの家族が訴訟を起こす際の弁護を引き受けるだけでなく、政策面に対する強力なロビー活動も展開している。^(註12)

3 学校との協力関係の時代

1980年代に入るとホームスクールは全国的に合法の存在となり、学校とは協力関係の時代を迎えたと言われている。^(註13)この時期は、日常生活のなかで必要となる様々な法律問題を解説したガイドブックをみても、例えば家庭内暴力のような新しい問題を取り上げている『Love and the law』(Simon and Schuster 1989)でも教育については「本来親はその子どもを自分が適していると思う方法で教育する権利を有する」としながら「しかし、この自由(discretion)は年少の子どもに対する就学義務(compulsory school attendace)を含む州のいかなる規制にも従わなくてはならない。」と述べ、ホームスクールの権利については触れていない。^(註14)つまり、公認されてはいるが未だ日常生活での常識とはなっていないという時期であった。

しかし、この時代にはホームスクールはすでにアメリカの教育のなかの基本的な構成要素となっていたのである。それは、公立学校におけるパートタイムの児童・生徒の出現である。例えば、ソルト・レイク大都市区のグラナイト学校区では、ホームスクールの子ども達が公立学校のサービスを利用するのを歓迎している。ホームスクールの子ども達は学校の図書館を利用するほか特別クラスに入ることができる。これらの子ども達が登録している代表的な教科は理科と音楽・図工であるという。またカリフォルニア州のサンデイエゴ市学校区は公立学校とホームスクールの親の協力関係が成功している例である。ここではカリフォルニア州が資金を提供してCHP (community home education program)を運営している。このプログラムは6人の教師が3の助手と1人の秘書と共に一つの単位をつくり、それぞれが34人の生徒を指導している。親達にとってCHPの一員であることは、教科書が入手できたり、テストやカウンセリングのようなサービスが受けられるという実質的なメリットがあるほか、公立学校とつながっているという感じがして安心という利益もある。^(註15)ホームスクールと学

校との関係は公立学校の用意したプログラムに参加するという運用上のレベルをこえ、いくつかの州では制度として確立してきている。

4 ホームスクールを实践する場合の法制上の選択肢

(1) 州によって様々であること

学校とホームスクールの協力関係の制度を見る前に、先ずホームスクールを行うにはどのような方法があるのか。それは州によって異なるけれども、幾つかの選択肢が用意されているのは普通である。代表的な例を州の法制によって示しておきたい。州の法制のホームスクールに対する規制の強弱も様々であるが、それは州の教育行政とその地域のホームスクール運動体との力関係、ホームスクーラーの数あるいはその州の社会的伝統に依存するところが大きい。

ホームスクール法的擁護協会の分類によれば、1997年現在で全米51州のうち規制のゆるやかな州は8州、厳しい州は13州、中間的な州は30州となっている。^(註16)

(2) ホームスクールの規制が厳しい州—ペンシルヴァニア州の例

最初はホームスクールにとって厳しい例をあげる。全米になかでも最もホームスクールを厳しく規制していると言われるペンシルヴァニア州の法制である。^(註17)

ペンシルヴァニア州のホームスクール法は1986年に制定されている。それによると親が州の教員免許を持っている場合は簡単であるが、そうでない場合は大量の書類を作成することになる。

州法はホームスクールを行おうとする親に、次の三つの選択肢を用意している。

- ① 法的にホームスクールの地位を得ること
- ② 個人教師 (Private Tutor) による教育
- ③ 全日制教会学校への在籍

以下、その内容を紹介する。

①法的なホームスクールの地位を得ること。この場合については次のような事柄が規定されている。

(申請書の提出)

親または保護者は認証された申請書をホームスクールを始める前に地域の教育長に提出しなければならない。以後、申請書は毎年8月1日に提出しなければならない。

この申請書は次の事項を記載していなければならない。

- a. 親または保護者の氏名、子どもの氏名・年齢、住所、電話番号
- b. 教育を英語で行う旨の確約
- c. 教科ごとの教育目標の概観
- d. 免疫措置済みの証明
- e. 所定の健康診断書
- f. 学校段階に応じ法定の基準を満たした教育プログラム
- g. 保護者、子どもと同居する全ての大人及び法的に子どもを保護する立場にある者が、過去5年間に一定の刑事事件により有罪となっていないことの証明

(記録の提出)

親または保護者は毎年所定の様式の記録を作成し、6月30日に教育長に提出しなければならない。

- a. 子どもの一人一人についての詳細な記録(ポートフォリオ)
使用した読本、ワークシート、ワークブックなどのサンプルを添付し日誌の形で作成する。
- b. 子どもの学力についてを評価する文書
評価に当たることができるのは、資格をもった心理士、州の免許を持つ教員または過去10年の間に2年以上の教員経験のある公私立学校の教員である。評価は子どもとのインタビューとポートフォリオの審査に基づいて行われ、適切な教育が行なわれているか否かを認定する。

(是正措置)

教育長が適切な教育がなされていないと判断したとき、親または保護者は20日間の猶予期間のうちに補充の資料を提出しなければならない。最終的にホームスクールのプログラムが不適切と判断されたとき(この判断の前に親または保護者からの不服申し立ての制度がある。)子どもは公私立の学校に入学させられ、親又は保護者は1年間はホームスクールを行うことはできない。

②個人教師(Private Tutor)による教育。教員免許を持っている場合に

認められる。手続は比較的簡単である。

親は有効な個人教師 (Private Tutor) の資格を持っていれば、自分の子どもを家で教育することができる。この資格を持つ人とは「ペンシルヴァニア州の教員免許を持ち、同一家庭の一人または複数の子どもの教育を主として担当し、その報酬を受け取る者」と定義されている。

個人教師は教員免許状のコピーと自分の刑事犯罪の記録を当該地域の教育長に提出しなければならない。

③全日制教会学校への在学。これは形式的に教会学校に在籍し、実質的にはホームスクールを行う場合である。

親は自分の家を教会やその他の宗教団体の分校やサテライトにすることによって、子どもの教育を家で行うことができる。法律は単に「在学 (be enrolled)」を義務づけているだけであるから、親は教会学校等へ子どもを「在学」させ実際の教育は家で行うことができる。

このような全日制の学校は、非営利 (bona fide) の教会や他の宗教団体の経営するものでなければならない。また、親あるいは子どもの保護に責任を有する者はその学校が法規の要求する授業日数・時間数、開設されている教科等の条件をみたしているかどうかを確認することが義務づけられている。

この学校の校長は学校で行われている教育についての記録を作成・保管し、州の教育省へ報告しなければならない。

(学校の設置)

ホームスクールの親達のグループは彼らの属する教会の後援のもとに学校を設置することもできる。この場合、記録を管理するための責任者 (administrator) を選出することができる。また、教師の役割は親が務め、校舎は各家庭に分散して存在することになる。

(教える資格)

親または保護者は、子どもを全日制学校へ在学させない場合には高校卒またはそれと同等の学力を有する必要がある。

(標準テスト)

全日制学校に在籍しない子どもは、3, 5, 8 学年のとき全国的なテストを受け、その結果を毎年のポートフォリオに記載しなければならない。

(3) ホームスクールに対する規制がゆるやかな州の法制—テキサス州

テキサス州の法制はホームスクールに対する規制がゆるやかだと言われている。しかし、テキサス州でもホームスクールが公認される路は平坦なものではなかった。

テキサス州の法制は、「教育課程のなかに市民教育 (a study of good citizenship) を含んでいる私立学校あるいは教区学校に通学している子どもは」公立学校への就学を免除されると規定している。

規定の文言から分かるように、この規定はホームスクールを明示しているわけではない。しかし、1981年まではホームスクールの家庭は、自らを私立学校と認めて容易にホームスクールを実践することができた。ところが、この年、法律の規定は何ら変更することのないまま、テキサス州の教育当局は政策問題として「家庭で子どもを教育することは私立学校と同じではなく、許容できる代替手段ではない」と宣言し、ホームスクールを非合法とし、80を超える家族が訴追された。1985年、Leeper 夫妻は他の家族と共にアーリングトン (Arlington) 学校区およびテキサスの全ての学校区を相手に、ホームスクールが法律の定義する私立学校に該当する旨を確認する判決を求めてクラス訴訟を提起した。

この訴訟は一審から原告 (ホームスクールの家族) の主張を認めたが、州の控訴・上告によって争われ、1994年6月州の最高裁は最終的に下級審の判決を確認した。

1995年10月4日テキサス州の教育委員長は次のような声明を発表した。「(ホームスクールを行おうとする)親は州の就学義務法の要件と Leeper 判決の要請を満たすためには、地の学校区に文書で届け出るだけで足りる。」このように Leeper 判決の結果、ホームスクールは開始に当たっての認可、州当局による家庭査察、カリキュラムの認可および特定の教育資格の保持という要件から解放された。ホームスクールを行うには、文書化されたカリキュラムを備え、それを bona fide に遂行し、算数・数学、読み方、書き方、文法および市民性 (good citizenship) を教育するという条件が必要とされるだけである。親は教員免許が無くてもホームスクールを行うことができるようになったのである。また、Leeper 判決は学校区に対し標準的なテストの受験を強制することを禁止している。

1989年には、私立学校はホームスクールを含むとということが州議会によって確認された。上に見てきたような経過のなかで、テキサス州の制度はホームスクールにとって全米で最も自由なものとなったのである。

(4) ホームスクールに対する規制が中間的 (moderate) とされる州
—カリフォルニア州の例—

カリフォルニア州の法制ではホームスクールを行うには次の四つの方法がある。

- ① 個別に申請することで私立学校の地位を得てホームスクールを行う。
 - ② 有資格の個人教師から教育を受けることでホームスクールを行う。
 - ③ 公立学校の ISP に参加してホームスクールを行う。公立学校には 1993 年から導入されたチャータースクールが含まれる。
 - ④ 私立学校の ISP に参加してホームスクールを行う。
- いずれの場合でも標準的なテストを受ける法的な義務はない。
四つの場合について以下に説明する。

①個別に申請することで私立学校の地位を得てホームスクールを行う。

この場合の要件は以下の通りである。

- a. 教育に当たる者が教育の能力を有すること (特に教員資格は必用ではない。)
- b. 教育は英語で行われること
- c. 教育は公立学校と同じ教科について行われること
- d. 出席を記録し保管すること
- e. 私立学校の申請書を毎学年、10月1日から15日の間に地域の教育長あてに提出すること

②有資格の個人教師から教育を受けることでホームスクールを行う。

この場合、親が個人教師を務めようとするれば教員免許が必用となる。

③公立学校のカリキュラムを利用し、在宅のまま当該学校の「独立学習プログラム (Independent Study Program: ISP) に在籍することによってホームスクールを行う。この場合、子どもは、当該公立学校の生徒とみなされ、公立学校の規則や政策に従うことが義務づけられる。

④私立学校の「独立学習プログラム: ISP」に在学すること。子どもは当該私立学校の生徒とみなされる。この ISP の内容は州法の定める基準に合致することが求められている。

5 法制と運用—規制の実態

ホームスクールに対し州の法制が厳しいか友好的か、幾つかの例について

て説明してきた。ホームスクールはそれを進めようとする家族の力—組織的な運動や裁判など—と州の教育行政との交渉のなかで形成されてきた歴史を持つ。したがって、州の態度がホームスクールにフレンドリーであるかどうかは法制だけではいえない部分がある。行政官の理解の程度、柔軟さ等も大きな要素を占める。最も厳しいと言われるペンシルヴァニア州においても、地域学校区は柔軟な姿勢でホームスクールに接しているし、家庭で実際に評価に当たる心理士や教師も理解ある態度を取る場合が多く、法規の文面から受けるほど過酷なものではないと言われる。^(註18)

カリフォルニア州ではホームスクールに敵意を持つ行政官との間で何度か問題を生じたことがある。1980年代後半から1990年代にかけて、州の何人かの行政官はホームスクールを含むとしてきた私立学校の定義を変えようとした。彼らによれば私立学校とは、広く世間から生徒の入学を勧誘して教育を提供する業務を行って代価を得る事業体である。ホームスクールはこの意味の事業体ではないから私立学校の範囲から排除されることになる。この方針は、法的根拠を欠いていたこととホームスクール団体の激しい反対運動のために殆ど無視された。1996年に州政府の一部官僚は、ホームスクールのための私立学校方式を疑問視することを主張した。ホームスクールの家庭と実際に接触している郡や地域の学校区はホームスクールにたいして極めて友好的であるため、この官僚の主張は何の効果もあげていない。^(註19)

6 学校との連携—ISP への参加

様々な理由で伝統的な学校教育ではない方法で自分の子どもを教育したいが、さりとて全面的に責任を負って私立学校としてのホームスクールを運営するのも躊躇している親にとって、ISP (独立学習プログラム) は好ましい方法となっている。

(1) 公立学校の “Home Study” Program

公立学校の ISP は公式には、家庭学習プログラム (“Home Study” Program) と呼ばれている。親にとってこのプログラムに参加することは就学義務の問題からの保障を意味するという利点がある。しかし、費用の点や州の規制が増大するなどの問題もあり、参加者に数は横ばいか減少してい

ると言われている。

(2) 私立学校の ISP

私立学校の ISP (Independent Study Program) は、その内容と運営また参加者に要求する記録作成等の責任の程度において実に様々である。完全なカリキュラムを学科毎に用意している学校もあれば、自立性の強い親達のためにアンブレラ (学校の管理下にある) の役割を果たしている学校もある。

私立学校の ISP に関して法律問題が生ずることは極めて稀なことであるが、その法的な位置付けについては問題がないわけではない。というのは法のどの規定が適用されるのか、必ずしも明確ではないからである。しかし、1983 年裁判所は、私立学校が ISP を実施する権利を有しないとするのであれば、その拠証責任は地域の学校区にあるとの見解を示した。公立学校が ISP を実施する権利を有しているのであれば、私立学校も当然有していると考えられるから、この拠証責任は学校区にとって大変な重荷となる。したがって、私立学校が ISP を実施する法的障害は実質的には無くなったと考えられる。

(3) チャータースクールを選ぶ方法

チャータースクールとは、親や教員、地域の人々が、州や学区の認可を受けて設置する初等中等段階の学校である。認可のことをチャーターといっているのでこう呼ばれている。公費によって運営される公立学校の一つであるが、法令や規制の適用を免除され、教員免許のない者でも教員とすることができるなど独自の理念による運営が可能である。1992 年ミネソタ州、ついで 1992 年にカリフォルニア州で設置された。2000 年 5 月現在、36 の州とワシントン DC が設置を認めている。学校数は 1,689 校 (全米の公立学校の約 2%)、在学者数は約 43 万人 (全米の公立学校在学者の 1%未満) となっている。小規模の学校が多いようである。^(註20)

アメリカでも比較的早い時期からチャータースクールを始めたカリフォルニア州では、パートタイムの生徒 (ホームスクールの生徒) を受け入れる「家庭教育プログラム (home based program)」を実施しているチャータースクールがある。パートタイムであっても、生徒は正式に入学するわけであるから、当該チャータースクールが出席の記録その他について責任を負

うことになる。

チャータースクールのプログラムに参加するホームスクールは新しい選択方法であるが、重要なまた魅力的な方法である。それは、ホームスクールの実質を保障しながら、公立学校在学という「安全」を提供しているからである。全州規模のチャータースクールのなかにはほぼ完全にホームスクールに基礎をおき、近隣の家族のために地域ごとに教員を配置しているものもある。

いずれにしても、出席、カリキュラム、記録の保管、標準テストの受験等については学校によって、大きな相違がある。

おわりに

今日のアメリカでは、ホームスクールと学校とは特にチャータースクールのプログラムを媒介にして密接に結びついている。この成果は通常の学校の運営にも反映されホームスクールと学校との関係は深まっていくことが予想される。もちろん、この見方は一面的過ぎるとの批判はあるであろうし、アンスクールと言われる人のなかには学校との関係を否定する向きのあることは承知している。^(註1)

我が国でも、教育改革国民会議の場でコミュニテイスクールや日本版チャータースクールの構想が議論される時代を迎えている。過剰な期待は避けるべきであろうが、このような動きのなかに「そろりそろりと天下のゆるる兆し」を感じても、それほど違和感はないのではないか。

半世紀に及ぶ我が国の戦後の学校制度の今後の方向を考えると、アメリカの経験—特にホームスクールの経験に学ぶところは大きいと考える。(なお、本稿では触れることができなかったが、ホームスクールの将来を考える上で通信制の学校の役割は大きい。情報技術の発展によって通信制の教育の意義が増大すると予想される今日、通信制の学校に注目する必用がある。)

注

(注1) 「子どもを学校にやらず親が家庭で教育する」(武内清『学校のあり方を考える』「教育展望」1997・3),

(注2) ここ数年の間では、初めてホームスクールを大きく取り上げた朝日新聞

- (1996,12,9) 記事の見出しも「広がる『学校へ行かない選択』」とある。
- (注3) M.メイベリイ他著, 秦明夫・山田達雄監訳『ホームスクールの時代』(1997年, 東信堂) P.13-40を参照
- (注4) J. D. Davidson, W. R. Mogo “The Sovereign Individual” (1997, Pan books,) P. 283
- (注5) 『学校教育における親の権利』(結城忠, 海鳴社, 1994) などの優れた研究は存在している。
- (注6) 阿部謹也『大学論』(日本エディタースクール出版部, 1999) 181頁
- (注7) Mary Griffith “The Homeschooling Handbook” (Prima Publishing 1997) P. 149
- (注8) “The Homeschooling Handbook” P, xix
- (注9) この判決の評価については秦明夫『ホームスクールの意味と問題性』「学校経営」(平成11年8, 9月号)で触れている。
- (注10) Recharadson and Zirkel “Home Schooling Law” In J. V. Galen, M. A. Pitman (Eds.) Home Schooling: Political, Historical, and Pedagogical Perspectives. (ABLEX 1991) P. 172
- (注11) ナンスイ・ワレス著, スカオ=兼平訳『鎖のない学校』(川島書店, 1990年) 201-202頁
- (注12) HSLDAの活動の具体例については前掲『ホームスクールの時代』の解説に紹介している。
- (注13) 『ホームスクールの時代』第二章, 特に23頁以下参照
- (注14) Gail. Koff. “Love and the law” (Simon and Schuster 1989) P. 274
- (注15) 『ホームスクールの時代』24頁
- (注16) HSLDA 編 “Home Education Across the United States” (1997) P. 7の表から作成
- (注17) 以下の記述は主として次の資料によった。① Christopher J. Klicka “Home Schooling in the United States: A legal Analysis” (1999, HSLDA) ②前掲 “The Homeschooling Handbook” P.18-52 ③ J. V. Galen M. A. Pitman “Home Schooling: Political, Historical, and Pedagogical Perspectives” P. 202-P. 210
- (注18) “The Homeschooling Handbook” P. 26
- (注19) “The Homeschooling Handbook” P. 32
- (注20) 教育改革国民会議第2分科会配布資料による。
- (注21) アンスクーラーの見解については, メアリ・レパート, マイケル・レパート著, 伊東・堂免・牧野訳『子供が学校に行きたくなくなったとき読む本』(2000年7月丸ノ内出版) 147頁以下を参照